

平成23年度
個人情報保護に関する法律
施行状況の概要

平成24年9月
消費者庁

平成 23 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができるとされています。

また、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 23 年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」（平成 22 年 11 月）を御参照ください。<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/36455.html>

目 次

■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況	1
■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況	5
■ 第3章 法施行後7年間（平成17年度～平成23年度）の施行状況の傾向	14
資料編	16
参照条文等	44

個人情報保護に関する法律の施行状況について

第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成24年3月31日現在、事業等を所管する各省庁により、27分野について40本のガイドラインが策定されている。このうち、平成23年度中に新たに策定したものが1本、見直しを行ったものが3本あった。

表1 平成23年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

	対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策定	文部科学 ^(注)	文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年3月29日
見直し	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成23年11月2日
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（告示）	平成23年6月29日
	国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年3月30日

(注) 文部科学分野については、従来策定されていた教育分野のガイドラインを廃止し、新規に文部科学分野のガイドラインを策定するという形をとった。

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況（法第 32 条～第 34 条）

平成 23 年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収を 16 件、助言を 1 件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った（平成 22 年度は、報告の徴収 15 件）。

表 2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠条文（注 1）
金融庁長官（注 2）	報告の徴収 11 件	第 20 条（安全管理措置） 9 件 第 21 条（従業者の監督） 1 件 第 22 条（委託先の監督） 8 件
総務大臣	報告の徴収 2 件	第 20 条（安全管理措置） 2 件 第 22 条（委託先の監督） 2 件
経済産業大臣	報告の徴収 2 件 助言 1 件	第 22 条（委託先の監督） 3 件
国土交通大臣	報告の徴収 1 件	第 20 条（安全管理措置） 1 件
合 計	報告の徴収 計 16 件 助言 計 1 件	第 20 条（安全管理措置） 12 件 第 21 条（従業者の監督） 1 件 第 22 条（委託先の監督） 13 件

（注） 1. 複数の条文に基づいて 1 件の権限行使を実施している場合がある。

2. 法第 52 条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 12 条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況（法第 37 条）

平成 24 年 3 月 31 日現在、法第 37 条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計 39 団体である。このうち、平成 23 年度中に新たに認定した団体は、1 団体である。

表 3 各省庁の認定個人情報保護団体の認定状況

省庁名	認定団体数
	（ ）内は、平成 23 年度中に新たに認定した数
警察庁	1 団体
金融庁	9 団体
総務省	3 団体
厚生労働省	8 団体
経済産業省	19 団体（1 団体）
国土交通省	3 団体
合計（重複分を除く。）	39 団体

（注）認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値

4. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

法の定め以上に個人情報提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対して、平成 23 年度に各府省庁が行った取組のうち、主なものは以下のとおりである。

○ 厚生労働省、経済産業省（資源エネルギー庁）、消費者庁等

- ・ 今般、亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」の事案が発生していることを踏まえ、厚生労働省は、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 24 年 2 月 23 日社援発 0223 第 3 号社会・援護局長通知）等の通知を地方公共団体等へ発出し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方公共団体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼した。厚生労働省、経済産業省（資源エネルギー庁）、消費者庁等は連携を図りつつ、引き続き、平成 24 年度においても、対応を強化すべく検討を行っている。

○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を全国 13 会場で開催し、約 3,000 人の方に参加いただいた。
- ・ 平成 22 年 1 月に発行した個人情報保護法パンフレットを平成 23 年 11 月に改訂し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。

5. その他

○ 消費者委員会における検討

平成 21 年 12 月 8 日に行われた第 9 回消費者委員会で、同委員会に「個人情報保護専門調査会」を設置することが決定され、平成 22 年 8 月から、同専門調査会において、個人情報保護法の施行状況の評価並びに個人情報保護法及びその運用に関する問題点についての調査・審議が行われた（平成 23 年度は 5 回開催）。

平成 23 年 7 月 26 日に、同専門調査会において「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」が取りまとめられ、同年 8 月 26 日に行われた第 67 回消費者委員会に提出された。これを受け、消費者委員会において「消費者委員会は、本報告書で指摘された検討課題については何れも重要な課題と考えており、今後これらの課題をとりまく状況の推移を見つつ、次期の委員会においても優先的に解決すべき課題等を抽出し、引き続き検討を進める必要があると認識している。」とされた。

○ 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」への対応

平成 23 年 8 月 3 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）において、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」が決定された。そのうち、個人情報保護関連の項目として、「個人情報保護法ガイドライン共通化」及び「匿名化された個人の情報の活用」が挙げられており、消費者庁及び各府省庁は対応を進めている。

○ APEC 越境プライバシー執行のための協力取決めへの参加

APEC（アジア太平洋経済協力）における個人情報保護に関する越境執行協力の取組である「越境プライバシー執行のための協力取決め（Cross-border Privacy Enforcement Arrangement（CPEA）」について、平成 23 年 10 月 28 日に開催された個人情報保護関係省庁連絡会議の決定を経て、個人情報保護関係の 15 府省庁で参加した。

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

(1) 全体的な状況

平成23年度において、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計5,267件**である（平成22年度は合計6,212件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約93%**を占めている。

表4 受付機関別の苦情相談数

受付機関		平成23年度		(参考)平成22年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
地方公共 団体	消費生活センター	4,875	(92.6%)	5,003	(80.5%)
	その他	179	(3.4%)	187	(3.0%)
国民生活センター		213	(4.0%)	1,022	(16.5%)
合計		5,267	(100.0%)	6,212	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターで受け付けた分を集計
 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計
 3. 地方公共団体受付分、国民生活センター受付分共に、翌年度5月31日登録分。ただし、「その他」の平成23年度分については、平成24年6月7日登録分
 4. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、国民生活センターが行っていた、消費者からの直接相談は廃止とされ、これに伴い、個人情報相談窓口も、平成23年3月31日をもって、国民から直接、相談を受ける窓口を廃止することとなった。

(2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、**特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)**が全体の**約39%**を占めている。また、**その他の事業分野**に関する苦情相談は、**約36%**を占めている。

表5 事業分野別の苦情相談数

事業分野		平成23年度		(参考)平成22年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(重複分を除く。)		2,031	(38.6%)	2,541	(40.9%)
	医療	86	(1.6%)	158	(2.5%)
	金融・信用	325	(6.2%)	512	(8.2%)
	情報通信	1,630	(30.9%)	1,871	(30.1%)
その他の事業分野		1,917	(36.4%)	2,418	(38.9%)
不明		1,354	(25.7%)	1,406	(22.6%)
合計(重複分を除く。)		5,267	(100.0%)	6,212	(100.0%)

(3) 相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約 53%で最も多く、次いで、同意のない提供に関するものが約 24%、漏えい・紛失に関するものが約 15%、目的外利用に関するものが約 14%となっている。

表6 相談内容の内訳

相談内容	平成 23 年度		(参考) 平成 22 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
不適正な取得	2,789	(53.0%)	2,972	(47.8%)
同意のない提供	1,286	(24.4%)	1,618	(26.0%)
漏えい・紛失	802	(15.2%)	1,321	(21.3%)
目的外利用	755	(14.3%)	1,109	(17.9%)
苦情等の窓口対応	194	(3.7%)	447	(7.2%)
開示等	172	(3.3%)	414	(6.7%)
情報内容の誤り	69	(1.3%)	97	(1.6%)
委託先等の監督	36	(0.7%)	82	(1.3%)
オプトアウト違反	19	(0.4%)	21	(0.3%)
その他	711	(13.5%)	846	(13.6%)
合計(重複分を除く。)	5,267	(100.0%)	6,212	(100.0%)

(4) 処理結果の状況

処理結果は、助言(自主交渉)を行ったものが全体の約 79%を占めており、続いて、その他の情報提供を行ったものが約 16%となっている。

表7 相談処理結果の状況

処理結果の種類	平成 23 年度		(参考) 平成 22 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
助言(自主交渉)	4,174	(79.2%)	4,967	(80.0%)
その他の情報提供	827	(15.7%)	860	(13.8%)
あっせん解決	106	(2.0%)	131	(2.1%)
他機関紹介	92	(1.7%)	145	(2.3%)
処理不要	43	(0.8%)	66	(1.1%)
処理不能	17	(0.3%)	32	(0.5%)
あっせん不調	8	(0.2%)	11	(0.2%)
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	5,267	(100.0%)	6,212	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「助言(自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言(自主交渉)」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

(1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成23年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案※は、**合計420件**である。

【参考】 平成17年度：1,556件 平成18年度：893件
 平成19年度： 848件 平成20年度：538件
 平成21年度： 490件 平成22年度：413件

※ 「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

(2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」という。)別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約70%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表8 漏えいした人数

漏えいした人数	平成23年度		(参考)平成22年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500人以下	295	(70.2%)	297	(71.9%)
501～5,000人	64	(15.2%)	58	(14.0%)
5,001～50,000人	41	(9.8%)	42	(10.2%)
50,001人以上	13	(3.1%)	13	(3.1%)
不明	7	(1.7%)	3	(0.7%)
合計	420	(100.0%)	413	(100.0%)

(注) ()内は、漏えい事案全体(平成23年度：420件、平成22年度：413件)に対する割合

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 16%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成 23 年度				(参考)平成 22 年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ		件数 (割合)		うち基本情報のみ	
顧客情報	410	(97.6%)	66	(15.7%)	394	(95.4%)	55	(13.3%)
従業員情報	12	(2.9%)	1	(0.2%)	24	(5.8%)	4	(1.0%)
その他の情報	11	(2.6%)	1	(0.2%)	26	(6.3%)	4	(1.0%)
合計 (重複分を除く。)	420	(100.0%)	67	(16.0%)	413	(100.0%)	52	(12.6%)

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体（平成 23 年度：420 件、平成 22 年度：413 件）に対する割合

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約 37%、紙媒体のみが約 59%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約 74%を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 20%にとどまる。

表 10 - 1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態 暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	45	(10.7%)	6	(1.4%)	0	(0.0%)	3	(0.7%)	
一部措置有	21	(5.0%)	6	(1.4%)	5	(1.2%)			
措置無	78	(18.6%)	230	(54.8%)	4	(1.0%)			
措置不明	12	(2.9%)	6	(1.4%)	4	(1.0%)			
合計	156	(37.1%)	248	(59.0%)	13	(3.1%)	3	(0.7%)	420

- (注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置がとられていた件数 (一部についてのもも含む。) は約 42%であり、情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約 93%の事案において情報保護措置がとられていなかった。

表 10 - 2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態 暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	45	(28.8%)	6	(2.4%)
一部措置有	21	(13.5%)	6	(2.4%)
措置無	78	(50.0%)	230	(92.7%)
措置不明	12	(7.7%)	6	(2.4%)
合計	156	(100.0%)	248	(100.0%)

【参考：平成 22 年度】

表 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態 暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	27	(6.5%)	1	(0.2%)	0	(0.0%)	5	(1.2%)	
一部措置有	28	(6.8%)	5	(1.2%)	4	(1.0%)			
措置無	111	(26.9%)	218	(52.8%)	1	(0.2%)			
措置不明	10	(2.4%)	3	(0.7%)	0	(0.0%)			
合計	176	(42.6%)	227	(55.0%)	5	(1.2%)	5	(1.2%)	413

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (413 件) に対する割合
 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

表 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態 暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	27	(15.3%)	1	(0.4%)
一部措置有	28	(15.9%)	5	(2.2%)
措置無	111	(63.1%)	218	(96.0%)
措置不明	10	(5.7%)	3	(1.3%)
合計	176	(100.0%)	227	(100.0%)

(4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約71%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約28%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約81%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが14件、「不注意」によるものが319件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。
- 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが24件、「不注意」によるものが8件であり、その多くが「意図的」なものである。

表11 漏えい元・漏えいした者

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	3 (0.7%)	239 (56.9%)	9 (2.1%)	251 (59.8%)	17 (4.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	19 (4.5%)	22 (5.2%)	8 (1.9%)	300 (71.4%)
委託先	11 (2.6%)	80 (19.0%)	2 (0.5%)	93 (22.1%)	7 (1.7%)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	15 (3.6%)	6 (1.4%)	3 (0.7%)	117 (27.9%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 (0.7%)	3 (0.7%)
合計	14 (3.3%)	319 (76.0%)	11 (2.6%)	341 (81.2%)	24 (5.7%)	8 (1.9%)	2 (0.5%)	34 (8.1%)	28 (6.7%)	14 (3.3%)	420 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合

【参考：平成22年度】

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	8 (1.9%)	259 (62.7%)	7 (1.7%)	274 (66.3%)	26 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	27 (6.5%)	4 (1.0%)	5 (1.2%)	310 (75.1%)
委託先	2 (0.5%)	69 (16.7%)	2 (0.5%)	73 (17.7%)	13 (3.1%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	15 (3.6%)	3 (0.7%)	3 (0.7%)	94 (22.8%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9 (2.2%)	9 (2.2%)
合計	10 (2.4%)	328 (79.4%)	9 (2.2%)	347 (84.0%)	39 (9.4%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)	42 (10.2%)	7 (1.7%)	17 (4.1%)	413 (100.0%)

(注) () 内は、漏えい事案全体 (413 件) に対する割合

(5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、全ての事案において、事業者によって何らかの安全管理対策が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の約 93%の事業者が教育・研修の実施などの組織的対策を講じている。

表 12 - 1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置実施せず	不明
		安全管理対策		その他の対応				
		組織的	技術的					
平成 23 年度	420 (100.0%)	420 (100.0%)	407 (96.9%)	392 (93.3%)	128 (30.5%)	402 (95.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 平成 22 年度	413 (100.0%)	413 (100.0%)	403 (97.6%)	382 (92.5%)	110 (26.6%)	386 (93.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 12 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答

3. () 内は、漏えい事案全体（平成 23 年度：420 件、平成 22 年度：413 件）に対する割合

- ③ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の約 87%の事業者が本人への謝罪・連絡を行っており、次いで、約 27%の事業者が警察への届出、約 23%の事業者が専用窓口の設置を行っている。

表 12 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複を除く。)	本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配布	警察への届出	その他
平成 23 年度	402 (95.7%)	365 (86.9%)	97 (23.1%)	16 (3.8%)	113 (26.9%)	27 (6.4%)
(参考) 平成 22 年度	386 (93.5%)	356 (86.2%)	102 (24.7%)	21 (5.1%)	132 (32.0%)	44 (10.7%)

(注) () 内は、漏えい事案全体（平成 23 年度：420 件、平成 22 年度：413 件）に対する割合

(6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は 98 件 であり、全体(420 件)の約 23%である（平成 22 年度は 413 件中 107 件）。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは 62 件 であり（平成 22 年度は 60 件）、約 63%の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求及び自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置）の状況は、以下のとおりである。

表13 認定個人情報保護団体の取組の状況

所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	239	91	0	24	0	29
総務省	310	40	41	41	0	0
厚生労働省	3	1	0	16	0	1
経済産業省	405	125	47	60	2	0
国土交通省	49	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	655	225	47	100	2	30

（注）「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考：平成22年度】

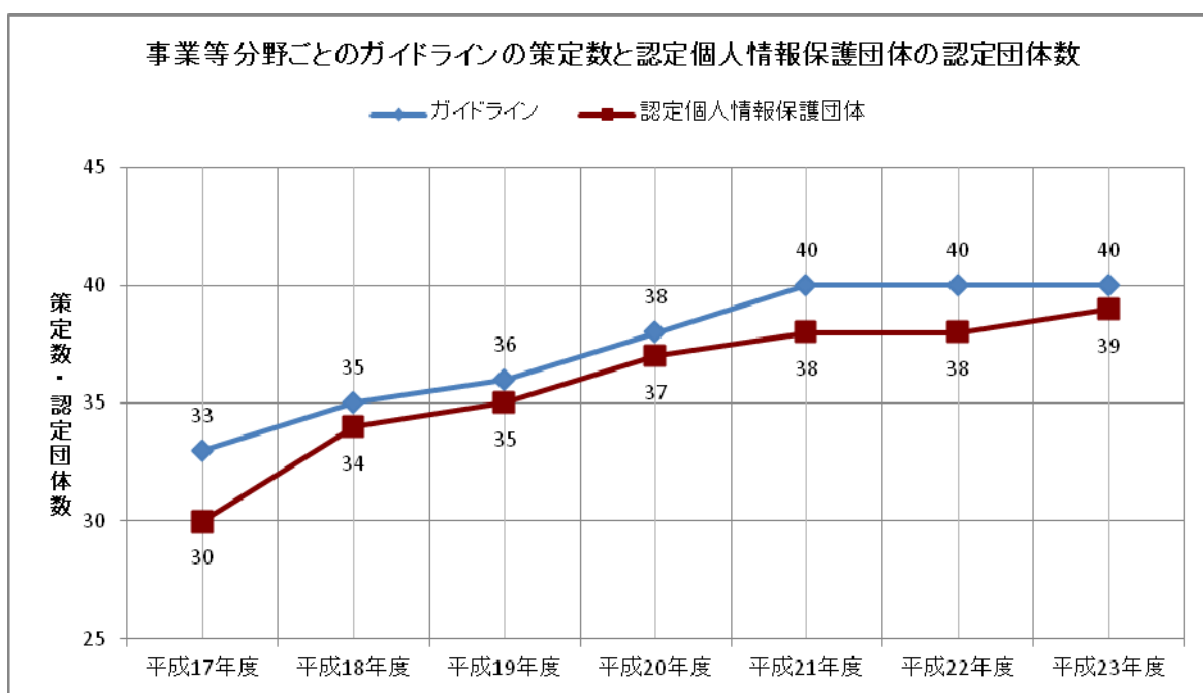
所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	194	81	0	52	0	0
総務省	301	36	46	45	0	0
厚生労働省	7	4	0	4	4	1
経済産業省	394	37	49	57	0	2
国土交通省	35	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	606	133	49	113	4	3

第3章 法施行後7年間（平成17年度～平成23年度）の施行状況の傾向

1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

事業等分野ごとのガイドラインの策定数について、平成17年度末時点と平成23年度末時点とを比較すると、7本増加した（平成17年度末時点：21分野について33本、平成23年度末時点：27分野について40本）。

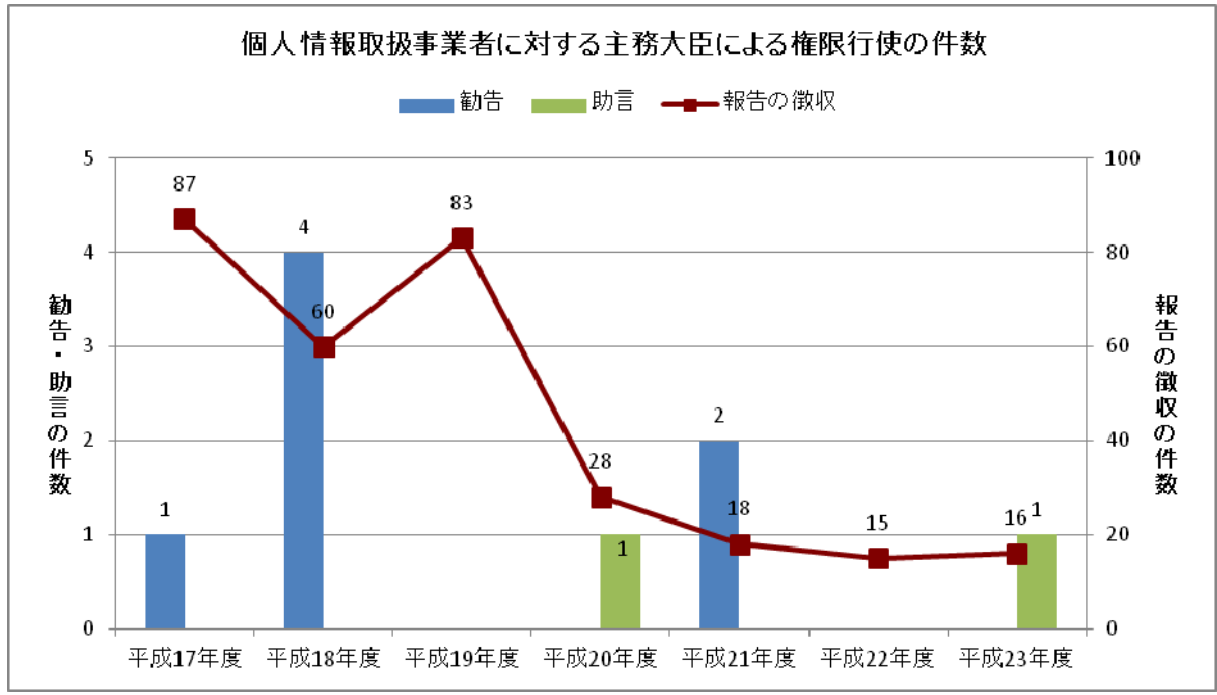
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成23年度末時点とを比較すると、9団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成23年度末時点：39団体）。



(注)上記「策定数」・「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

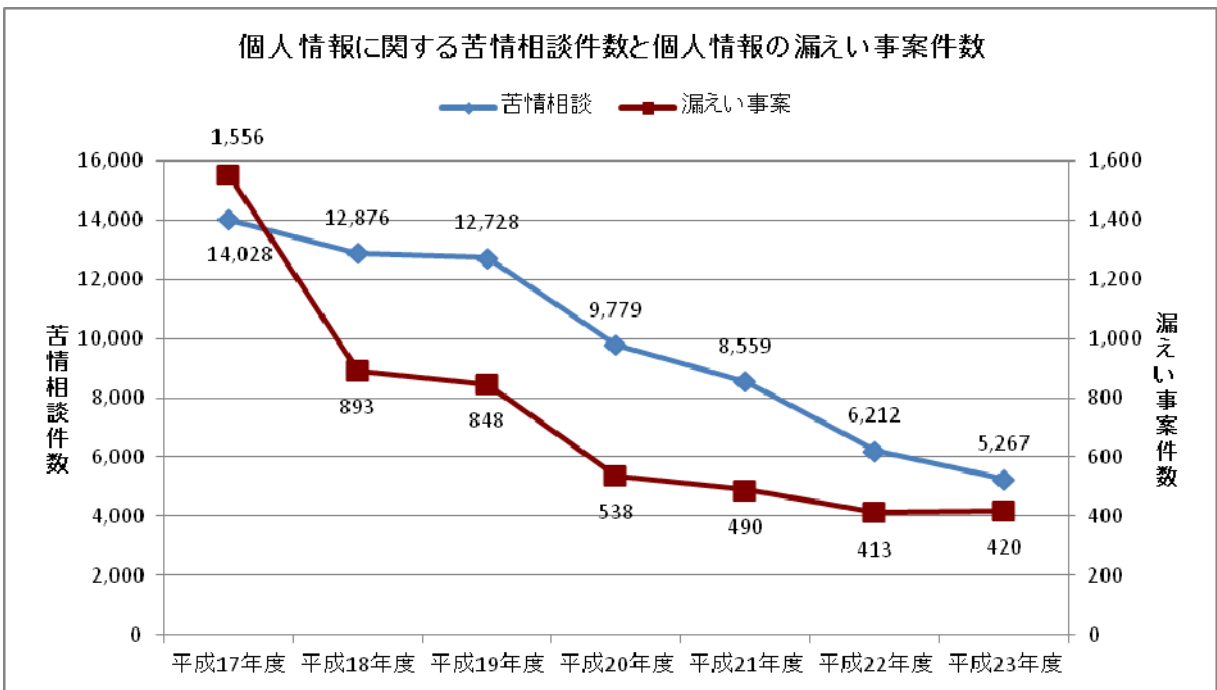
個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成23年度の7年間で、7件の勧告、307件の報告の徴収、2件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、増減が若干あるものの、全体としては、法施行以降、減少し、近年、安定傾向にある。



3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は14,028件であったが、平成23年度は5,267件であり、法施行以降、減少している。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は1,556件であったが、減少した後、近年、若干の増減はあるものの安定傾向にあり、平成23年度は420件となっている。



資料編

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1-1 事業分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成23年度中に新たに策定したガイドライン
 下線 ⇒平成23年度中に見直しを行ったガイドライン

平成24年3月31日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
医療	一般 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成22年9月17日(見直し)	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月30日 平成18年3月23日～4月5日(見直し時) 平成22年7月28日～8月27日(見直し時)	○平成24年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(マイナンバー法又は医療分野特別法)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
		健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月27日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年12月9日～12月22日	○平成24年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(マイナンバー法又は医療分野特別法)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
		医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) 【参考 ガイドライン内の一部において、法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の解説を行っている。】	平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年3月31日(見直し) 平成22年2月1日(見直し)	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成19年2月16日～3月19日(見直し時) 平成20年2月20日～3月21日(見直し時) 平成21年2月24日～3月25日(見直し時) 平成21年12月22日～平成22年1月20日(見直し時)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。
		国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年4月1日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日)	○平成24年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(マイナンバー法又は医療分野特別法)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
		国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年9月15日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日)	○平成24年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(マイナンバー法又は医療分野特別法)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
	研究 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月22日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。 ○なお、平成24年4月から本指針の見直しに着手する予定であり、その際には、ガイドライン共通化にも配慮しつつ検討を行う。

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組	
医療	研究	文部科学省 厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
		文部科学省 厚生労働省	疫学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
	厚生労働省	臨床研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	○「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。	
		ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示)	平成18年7月3日	○「厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成18年3月9日～平成18年4月7日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。	
金融・信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し) 平成21年11月20日(見直し)	○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成21年7月10日～8月10日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月10日～8月10日) ・改正(平成21年11月20日金融庁告示第63号)
			金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成17年1月6日	○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年11月19日～12月3日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を補足するものであり、個人情報保護法を直接の根拠としないため。
	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)	○「産業構造審議会割賦販売分科会個人情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成18年9月7日～10月6日(見直し時)	○対応完了 ・改正(平成21年10月9日経済産業省告示第301号)

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
情報通信	電気通信	総務省 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し) 平成21年12月1日(見直し) 平成22年7月29日(見直し) 平成23年11月2日(見直し)	○「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月28日～7月27日 平成17年8月8日～平成17年9月8日(見直し時) 平成21年9月3日～平成21年10月5日(見直し時) 平成22年5月27日～平成22年6月28日(見直し時) 平成23年8月2日～平成23年8月31日(見直し時) ○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年9月3日～10月5日) ・改正(平成21年12月1日総務省告示第543号)
	放送	総務省 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し) 平成21年9月16日(見直し) 平成23年6月29日(見直し)	○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「衛星放送の将来像に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成16年7月2日～7月30日 平成18年7月21日～8月31日 平成19年2月6日～3月7日(見直し時) 平成21年7月8日～8月6日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月8日～8月6日) ・改正(平成21年9月16日総務省告示第448号)
	郵便	総務省 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	○「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日	○対応完了 ・策定時から内容を備えている。
	信書便	総務省 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	○「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日	○対応完了 ・策定時から内容を備えている。
経済産業	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)	○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～7月14日 平成18年12月14日～平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日～平成20年1月17日(見直し時) 平成21年6月30日～平成21年7月29日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～平成21年7月29日) ・改正(平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号)
		経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	○パブリックコメント 平成16年10月25日～11月19日	○平成24年度以降に見直しを実施(平成24年中に関係企業向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて25年度中には少なくとも形式的整備を実施する予定)
		医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(告示)	平成20年7月24日	○「パーソナル情報研究会」 ○パブリックコメント 平成20年2月20日～平成20年3月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
雇用管理	一般 厚生労働省	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年7月1日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～6月29日 <u>平成24年3月13日～4月12日(見直し時)</u>	○見直し中(平成24年5月までに形式的整備を実施する予定) ・パブリックコメント(平成24年3月13日～4月12日)
		雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たったの留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日	○「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月15日～10月28日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。
	船員 国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日	○パブリックコメント 平成16年8月10日～8月23日	○平成24年度以降に見直しを実施(平成24年7月までに見直し予定)
警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成22年2月5日	○パブリックコメント 平成21年11月20日～12月21日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年11月20日～12月21日) ・策定(平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号)
法務	法務省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日 平成21年9月30日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月29日～10月20日 平成21年7月24日～8月24日 ○改正(平成21年9月30日法務省告示)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月24日～8月24日) ・改正(平成21年9月30日法務省告示第453号)
		債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し) 平成22年3月15日(見直し)	○パブリックコメント 平成16年11月9日～11月30日 平成21年12月24日～平成22年1月28日 ○部内において検討(見直し時) ○改正(平成22年3月15日法務省告示)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年12月24日～平成22年1月28日) ・改正(平成22年3月15日法務省告示第126号)
外務	外務省	外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月21日 <u>平成24年2月15日～3月15日(見直し時)</u>	○見直し中 ・パブリックコメント(平成24年2月15日～3月15日) ・平成24年4月2日外務省告示により改正予定
財務	財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年11月25日 平成22年3月19日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月29日 平成22年1月12日～2月11日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成22年1月12日～2月11日) ・改正(平成22年3月19日財務省告示第91号)

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
文部科学	文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年3月29日	○パブリックコメント 平成24年2月8日～3月8日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年2月8日～3月8日) ・策定(平成24年3月29日文部科学省告示第62号)
福祉	厚生労働省	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月15日	○平成24年度以降に見直しを実施(平成24年度中に速やかに形式的整備を実施する予定)
職業紹介等	一般	厚生労働省 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日	○平成24年度以降に見直しを実施(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号)の施行の際に、個人情報保護法の解釈を示すガイドラインとして形式・内容の両面から更に明確化する予定)
	船員	国土交通省 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示)	平成17年2月28日	○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日)	
労働者派遣	一般	厚生労働省 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日	
	船員	国土交通省 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年2月28日	○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日)	
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日	○見直し中(平成24年7月までに見直し予定)
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	○局内において検討	○平成24年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(マイナンバー法又は医療分野特別法)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる)
農林水産	農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年7月10日	○パブリックコメント 平成21年1月27日～2月25日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年1月27日～2月25日) ・策定(平成21年7月10日農林水産省告示第924号)
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日 平成24年3月30日(見直し時)	○「国土交通省情報化政策委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月21日～10月20日 平成24年1月24日～2月22日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年1月24日～2月22日) ・改正(平成24年3月30日国土交通省告示第363号)

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
環境	環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年12月10日	○パブリックコメント 平成21年6月30日～平成21年7月29日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～7月29日) ・策定(平成21年12月10日環境省告示第81号)
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	○パブリックコメント 平成18年3月30日～平成18年4月28日	○見直し中(平成24年7月までに見直し予定)
合計27分野		合計40ガイドライン			

1-2 その他の分野に関するガイドライン

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定期間	検討の経過
行政機関	総務省	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
独立行政法人	総務省	独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
警察共済組合	警察庁	警察共済組合が講じるべき個人情報保護のための措置に関する要領(官房長通達)	平成22年2月17日	○部内において検討
地方公務員共済組合	総務省	地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月28日	○部内において検討
合計4分野		合計4ガイドライン		

2 主務大臣による権限の行使の状況

名称	主務大臣	行使した権限	権限行使の年月日	権限行使の契機	関連条文
※該当なし					
計0件					

(注) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について記載。
なお、上記以外に、各省庁において、報告の徴収を16件、助言を1件実施している。

3 認定個人情報保護団体の認定の状況

※塗りつぶし ⇒平成23年度中に、主務大臣によって新たに認定された団体。

平成24年3月31日現在

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
警備業	警察庁	社団法人 全国警備業協会	03-3342-5821	東京都新宿区西新宿1-9-18永和ビル7階	平成20年11月21日	181	警備業における個人情報の保護に関するガイドライン
証券業	金融庁	日本証券業協会	03-3667-8427	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年4月1日	512	個人情報の保護に関する指針
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	03-3286-2648	東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3F	平成17年4月1日	43	・生命保険業における個人情報保護のための取扱指針 ・生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	社団法人 日本損害保険協会	03-3255-1470	東京都千代田区神田淡路町2-9	平成17年4月1日	28	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	一般社団法人 外国損害保険協会	03-5425-7850	東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階	平成18年11月30日	15	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	03-5222-1700	東京都千代田区丸の内1-3-1	平成17年4月15日	245	個人情報保護指針
信託業	金融庁	一般社団法人 信託協会	0120-817335	東京都千代田区大手町2-6-2	平成17年4月15日	53	個人情報の保護と利用に関する指針
投資信託委託業	金融庁	社団法人 投資信託協会	03-5614-8440	東京都中央区日本橋兜町2-1東京証券取引所ビル6階	平成17年7月1日	127	個人情報の保護に関する指針
証券投資顧問業	金融庁	社団法人 日本証券投資顧問業協会	03-3663-0505	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年7月1日	789	個人情報の保護に関する取扱指針
貸金業	金融庁	日本貸金業協会	03-5739-3011	東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F	平成22年3月31日	1,410	個人情報保護指針
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	03-5213-4714	東京都千代田区平河町2-9-2エスパリエ平河町ビル	平成17年4月12日	268	受信者情報取扱事業における個人情報保護指針

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区巢鴨2-11-1巢鴨室町ビル7F	平成17年4月12日	139	電気通信事業における個人情報保護指針
プライバシーマーク付 与認定事業者が行う 事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	03-5860-7565	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル内	平成17年6月27日	8,214	個人情報保護マネジメントシステム-要求事項(JIS Q 15001:2006)
製菓業	厚生労働省	日本製菓団体連合会	03-3270-1810	東京都中央区日本橋本町2-1-5	平成17年10月20日	650	製菓企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	03-3234-5165	東京都千代田区三崎町3-7-12清話会ビル	平成18年2月13日	2,348	全日本病院協会における個人情報保護指針
医療	厚生労働省	社団法人 日本病院会	03-3265-0077	東京都千代田区一番町13番地3	平成19年3月26日	2,384	日本病院会個人情報保護法への対応の手引き
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	03-6438-2852	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-12-1-302	平成18年3月24日	118	個人情報の適正な取扱い確保のための指針
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン	092-641-7354	福岡県福岡市東区馬出2-1-22	平成18年3月24日	14	個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	098-882-5704	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	平成18年2月2日	691	福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	058-278-5136	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号	平成18年3月30日	290	福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針
手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんま マッサージ指圧・整体・カイロプラティック ・リラクゼーション 等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	03-5296-5011	東京都千代田区神田須田町1-8パールビル7F	平成18年3月31日	562	個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション事業者等を対象とするガイドライン
ギフト用品に関する 事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	03-3847-0691	東京都台東区寿3-15-10ペンギンビル3階	平成17年5月13日	70	個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン
クレジット事業	経済産業省	社団法人 日本クレジット協会	03-5645-3360	東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル 6階	平成21年7月1日	899	個人情報保護指針
印刷・グラフィック サービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業会	03-3667-3771	東京都中央区日本橋小伝馬町7-16	平成17年12月7日	357	印刷・グラフィックサービス工業個人情報保護ガイドライン
小売業	経済産業省	社団法人 日本専門店協会	03-5411-5351	東京都港区北青山2-12-8	平成17年12月7日	218	専門店における個人情報保護法ガイドライン

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	03-5789-2355	東京都港区港南4-1-6 ビュロー品川11階	平成18年2月10日	71	個人情報保護指針
経済産業分野	経済産業省	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	03-5729-3711	東京都目黒区中根2-13-18第百生命都立大学駅前ビル	平成18年2月13日	7	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	026-267-6077	長野県長野市若里7丁目7-2オフィスリンク内	平成18年8月4日	12	長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン
結婚情報サービス業	経済産業省	有限責任中間法人 結婚相談業サポート協会	03-5304-8797	東京都渋谷区代々木4-31-4	平成20年7月7日	355	結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚相手紹介サービス協会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-32-6ハイヴ本郷401	平成20年12月15日	6	結婚相手紹介サービス協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	03-5275-2174	東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル4F	平成21年4月20日	698	結婚相手紹介サービス協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	ナノライセンス結婚専科システム協議会	075-361-8858	京都府京都市下京区高辻通り新町西入ル堀之内町272-7 京都3号館ビル	平成22年2月24日	9	結婚相手紹介サービス協会における個人情報保護指針
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8160	大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル内	平成18年3月9日	494	個人情報保護指針
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	03-5379-8101	東京都新宿区四谷4-3-20 COI四谷4丁目ビル2F	平成17年5月13日	139	個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4-28-3	平成18年3月31日	18	全国こころの会における個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者	経済産業省	一般社団法人 日本個人情報管理協会	03-3262-5151	東京都千代田区麹町4-5麹町アネックスビル5F	平成23年7月20日	31	個人情報保護指針
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	03-5733-3110	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	平成17年5月19日	1,538	自動車販売業個人情報保護指針
自動車登録番号交付 代行業	国土交通省	一般社団法人 全国自動車標板協議会	03-3813-5911	東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル4階	平成17年12月27日	57	交付代行者等個人情報保護指針

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
賃貸住宅管理業	国土交通省	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	(fax及びメールにより受付) fax 03-6265-1556 info@jpm.jp	東京都中央区八重洲2-1-5 東京駅前ビル8階	平成19年3月16日	1,028	賃貸住宅管理業における個人情報保護に関するガイドライン
		計39団体					計42本

4 いわゆる「過剰反応」に対する取組状況(平成23年度)

府省庁	取組内容
厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)、消費者庁等	<p>○今般、亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生していることを踏まえ、以下の通知を発出し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について(平成24年2月23日社援発0223第3号厚生労働省社会・援護局長通知。各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛) ・地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について(平成24年2月27日障障発0227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。各都道府県、指定都市、中核市 障害保健福祉主管部(局)長宛) ・地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(平成24年3月2日社援地発0302第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。社会福祉法人全国社会福祉協議会会長宛) ・地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(平成24年3月2日雇児育発0302第1号、社援地発0302第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長及び社会・援護局地域福祉課長通知。全国民生委員児童委員連合会会長宛) ・地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(平成24年3月8日老振発0308第2号厚生労働省老健局振興課長通知。各都道府県介護保険主管部(局)長宛) ・地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(平成24年3月8日老振発0308第3号厚生労働省老健局振興課長通知。財団法人全国老人クラブ連合会会長宛) <p>○厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)、消費者庁等は、連携を図りつつ、引き続き、平成24年度においても、対応を強化すべく検討を行っている。</p>
警察庁	<p>○刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会に個人情報保護のため回答は行わないとしていた事業者に対し、個人情報保護法上、法令に基づく場合、第三者提供が可能であることを説明し、御理解を得て、御協力を頂いた。</p>
金融庁	<p>○個人情報の取り扱いに関する研修会(平成24年3月、社団法人投資信託協会・社団法人日本証券投資顧問業協会共催)への講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:金融分野における個人情報の保護について ・対象者:両協会会員役職員(参加人数約230名)
消費者庁	<p>○平成23年度個人情報保護法に関する説明会の開催(平成23年11月～平成24年2月、全国13か所、開催都道府県及び独立行政法人国民生活センターと共催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:個人情報保護法の概要、いわゆる「過剰反応」への対応策等 ・対象者:民間事業者、民生委員・児童委員、地方公共団体職員など一般国民(参加人数約3,000人) <p>○上記説明会等を広報するポスターを作成し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載</p> <p>○平成22年1月に発行した個人情報保護法パンフレット「よくわかる個人情報保護のしくみ」を平成23年11月に改訂し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載等</p>
経済産業省	<p>○東日本大震災における個人情報の取扱い等を踏まえ、大規模災害発生時等における個人情報の取扱いについて、個人情報保護ガイドライン検討委員会で検討を行った。</p>

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1 個人情報に関する苦情処理の状況

(1) 受付機関の状況

受付機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
地方公共団体	消費生活センター	439	487	499	457	422	440	442	409	373	336	326	245	4,875	92.6%
	その他	12	13	19	14	12	10	18	18	16	12	19	16	179	3.4%
国民生活センター		23	20	20	15	20	16	25	14	17	13	18	12	213	4.0%
合計		474	520	538	486	454	466	485	441	406	361	363	273	5,267	100.0%

(注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計

2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計

3. 地方公共団体受付分、国民生活センター受付分共に、平成24年5月31日登録分。ただし、「その他」については、平成24年6月7日登録分

(2) 年齢

	件数	割合
10代以下	158	3.0%
20歳以上	613	11.6%
30歳以上	1,224	23.2%
40歳以上	1,316	25.0%
50歳以上	787	14.9%
60歳以上	527	10.0%
70歳以上	226	4.3%
不明	416	7.9%
合計	5,267	100.0%

(3) 性別

	件数	割合
男性	2,921	55.5%
女性	2,299	43.6%
その他	41	0.8%
不明	6	0.1%
合計	5,267	100.0%

(4) 職業

	件数	割合
給与生活者	2,779	52.8%
自営・自由業	264	5.0%
家事従事者	979	18.6%
学生	210	4.0%
企業・団体	24	0.5%
行政機関	9	0.2%
無職	643	12.2%
その他	6	0.1%
不明	353	6.7%
合計	5,267	100.0%

(5) 事業分野の状況

事業分野	件数	割合
医療	86	1.6%
金融・信用	325	6.2%
情報通信	1,630	30.9%
その他の事業分野	1,917	36.4%
不明	1,354	25.7%
合計 (重複分を除く。)	5,267	100.0%

(6) 相談内容の状況

相談内容	件数	割合
不適正な取得	2,789	53.0%
同意のない提供	1,286	24.4%
漏えい・紛失	802	15.2%
目的外利用	755	14.3%
苦情等の窓口対応	194	3.7%
開示等	172	3.3%
情報内容の誤り	69	1.3%
委託先等の監督	36	0.7%
オプトアウト違反	19	0.4%
その他	711	13.5%
合計 (重複分を除く。)	5,267	100.0%

(7) 処理結果の状況

処理結果の種類	件数	割合
助言(自主交渉)	4,174	79.2%
その他の情報提供	827	15.7%
あっせん解決	106	2.0%
他機関紹介	92	1.7%
処理不要	43	0.8%
処理不能	17	0.3%
あっせん不調	8	0.2%
不明	0	0.0%
合計	5,267	100.0%

- (注) 1. 表中の「助言(自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言(自主交渉)」に該当しないものを指す。

2-1 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成23年度)

(1) 漏えいした人数

府省名	件数	漏えいした人数				
		500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
金融庁	84	33	30	13	8	0
総務省	75	62	5	5	1	2
文部科学省	22	16	3	3	0	0
厚生労働省	27	15	7	5	0	0
農林水産省	22	16	4	2	0	0
経済産業省	102	64	17	10	9	2
国土交通省	123	104	7	7	1	4
合計 (重複分を除く。)	420 (100.0%)	295 (70.2%)	64 (15.2%)	41 (9.8%)	13 (3.1%)	7 (1.7%)

(注) 1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数进行。

(2) 漏えいした情報の種類

府省名	件数		漏えいした情報の種類					
			顧客情報		従業員情報		その他の情報	
		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ
金融庁	84	2	84	2	0	0	0	0
総務省	75	6	74	6	0	0	1	0
文部科学省	22	0	22	0	2	0	0	0
厚生労働省	27	1	24	1	3	0	2	0
農林水産省	22	0	22	0	0	0	0	0
経済産業省	102	4	96	3	6	0	8	1
国土交通省	123	54	123	54	2	1	0	0
合計 (重複分を除く。)	420 (100.0%)	67 (16.0%)	410 (97.6%)	66 (15.7%)	12 (2.9%)	1 (0.2%)	11 (2.6%)	1 (0.2%)

- (注) 1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。
 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入
 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。
 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

府省名	件数	電子媒体のみ 156件(37.1%)				紙媒体のみ 248件(59.0%)				電子媒体と紙媒体 13件(3.1%)				不明
		措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	
金融庁	84	10	4	5	1	0	2	56	0	0	2	0	4	0
総務省	75	3	4	18	0	0	0	47	1	0	0	1	0	1
文部科学省	22	3	0	12	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	27	3	1	11	2	0	0	9	0	0	0	1	0	0
農林水産省	22	4	0	2	0	0	2	12	0	0	1	1	0	0
経済産業省	102	20	15	16	6	4	4	32	3	0	1	0	0	1
国土交通省	123	6	1	24	4	2	0	80	2	0	1	1	0	2
合計 (重複分を除く。)	420 (100.0%)	45 (10.7%)	21 (5.0%)	78 (18.6%)	12 (2.9%)	6 (1.4%)	6 (1.4%)	230 (54.8%)	6 (1.4%)	0 (0.0%)	5 (1.2%)	4 (1.0%)	4 (1.0%)	3 (0.7%)

(注)暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4) 漏えい元・漏えいした者

府省名	件数	事業者											委託先											不明
		件数	従業者			第三者			その他	不明	件数	従業者			第三者			その他	不明					
			件数	意図的	不注意	不明	件数	意図的				不注意	不明	件数	意図的	不注意	不明			件数	意図的	不注意	不明	
金融庁	84	62	60	0	55	5	0	0	0	0	2	0	22	18	9	8	1	3	3	0	0	1	0	0
総務省	75	28	22	0	22	0	1	1	0	0	5	0	47	44	0	44	0	2	2	0	0	1	0	0
文部科学省	22	17	14	0	14	0	0	0	0	0	1	2	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	27	25	21	1	20	0	0	0	0	0	1	3	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	22	22	21	0	21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	102	72	48	1	47	0	17	16	1	0	3	4	29	18	4	14	0	6	6	0	0	2	3	1
国土交通省	123	100	87	1	82	4	1	0	1	0	11	1	21	9	0	8	1	8	0	6	2	2	2	2
合計 (重複分を除く。)	420	300	251	3	239	9	19	17	2	0	22	8	117	93	11	80	2	15	7	6	2	6	3	3
	(100.0%)	(71.4%)	(59.8%)	(0.7%)	(56.9%)	(2.1%)	(4.5%)	(4.0%)	(0.5%)	(0.0%)	(5.2%)	(1.9%)	(27.9%)	(22.1%)	(2.6%)	(19.0%)	(0.5%)	(3.6%)	(1.7%)	(1.4%)	(0.5%)	(1.4%)	(0.7%)	(0.7%)

(注)合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5) 事業者による改善措置

府省名	件数	事業者による改善措置										改善措置 実施せず	不明
		安全管理対策				その他の対応							
		組織的	技術的	本人への 謝罪・連絡	専用窓口 の設置	商品券等 の配布	警察への 届出	その他					
金融庁	84	84	82	81	9	76	55	50	2	11	6	0	0
総務省	75	75	74	72	21	74	71	3	2	24	0	0	0
文部科学省	22	22	16	15	1	22	21	2	0	7	0	0	0
厚生労働省	27	27	20	17	6	25	22	5	0	7	4	0	0
農林水産省	22	22	22	21	3	21	21	3	0	6	0	0	0
経済産業省	102	102	100	96	70	99	95	30	16	41	20	0	0
国土交通省	123	123	122	116	28	117	109	14	1	27	3	0	0
合計 (重複分を除く。)	420 (100.0%)	420 (100.0%)	407 (96.9%)	392 (93.3%)	128 (30.5%)	402 (95.7%)	365 (86.9%)	97 (23.1%)	16 (3.8%)	113 (26.9%)	27 (6.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

- (注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答
3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

府省名	件数	認定個人情報保護団体への所属	認定個人情報保護団体への報告
金融庁	84	51	20
総務省	75	35	32
文部科学省	22	0	0
厚生労働省	27	7	0
農林水産省	22	5	0
経済産業省	102	15	13
国土交通省	123	2	2
合計 (重複分を除く。)	420	98	62 (63.3%)

- (注) 1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、
複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。
2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、
所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。
また、合計におけるパーセンテージは、
認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。

2-2 平成23年度における主な個人情報漏えい事案

※ 平成23年度中に事業者が公表した個人情報漏えい事案(所管省庁において把握したものに限る。)のうち、漏えいのあった個人情報が50,001件以上の事案を掲載(公表されている情報のみ記載)

事業者名	所管官庁	公表日	漏えい人数 (最大)	漏えい情報 (主なもの)	漏えいの原因	漏えい後の対応策	各省庁による 報告の徴収の 有無
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	金融庁 総務省 経済産業省	平成23年4月27日	約740万件	氏名、性別、住所、国名、Eメールアドレス、生年月日、ログインパスワード、オンラインID	データセンターにあるシステムへのサイバー攻撃	<ul style="list-style-type: none"> より高度なセキュリティ技術の導入 システムへの侵入、および脆弱性をモニタリングするソフトウェアの追加 不審な行動パターンをより早い段階で警告・検知するシステムの導入 暗号化方式の強化 ファイアウォールの増設 チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサーの設置 	有(経済産業省)
株式会社山陰合同銀行	金融庁	平成23年8月11日	約170万件	顧客の名前、住所、生年月日、電話番号、取引内容等(当行の調査によると、顧客情報について、持ち出しを行った再委託先の社員からほかへの流出の形跡はなし)	再委託先の社員が、システム保守作業を行った際、許可無く持ち込んだUSBメモリに、顧客情報を含むデータを、当該システムのサーバーからコピーし持ち出した	<ul style="list-style-type: none"> 当行職員に対する情報セキュリティ研修を実施 外部委託業者の保守を受ける場合には、当行職員が常時作業に立会うことをルール化 委託先の管理、委託先従業員に対する教育、これらを通じた再委託先の監督の徹底 内部管理体制の充実を図るため、システム・データへのアクセスや媒体利用に対してより厳正な運用ルールを導入 	
株式会社ゲオ	経済産業省	平成23年6月8日	約100万人	氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号、クレジットカード番号	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 個別のファイアウォールの導入 情報の暗号化 PCDISSの導入 モニタリングの強化 第三者機関のWEBアプリケーション診断の実施 従業員、派遣社員への教育の実施 	
株式会社阿波銀行	金融庁	平成23年8月8日	約49万人	氏名、住所、額面金額 等	行員の不注意により保存期限の書かれたラベルを誤貼付、また廃棄準備時および廃棄時に廃棄箱の中身の確認が不十分であったため廃棄	廃棄時における文書の再確認等の周知徹底を図るとともに、保存期限・保存方法の見直しを実施	
株式会社ゆうちょ銀行	金融庁	平成23年5月2日	約31万人	氏名・住所・電話番号・口座記号番号	保管期間を経過した書類等に混入する等して、社内で誤って廃棄した可能性	<ul style="list-style-type: none"> 社内ルールの徹底による再発防止策の強化 書類等の保存対象文書・保存期間の見直し ペーパレス化 	
株式会社ゲームポット	経済産業省	平成23年8月25日	約20万3千人	メールアドレス、ログインID、パスワード	不正アクセス(SQLインジェクション)	<ul style="list-style-type: none"> 委託から、自社運営に変更 IPSの導入 パスワード変更、暗号化 第三者による脆弱性診断 セキュリティの高いデータセンターへの移設 	
株式会社デジタルブティック	経済産業省	平成24年2月9日	約17万人	生年月日、メールアドレス、ログインパスワード	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> パスワードの暗号化 WAFの導入、ログ監視 第三者機関による脆弱性調査 	
株式会社セディナ	金融庁 経済産業省	平成23年8月16日	約15万8千人	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、郵便番号	過去に保険代理店事務に関わる委託をしていた関係者より不正に持ち出され、売却された	<ul style="list-style-type: none"> 当局及び警察に報告 より一層の安全管理体制の強化、再発防止策の徹底 	

事業者名	所管官庁	公表日	漏えい人数 (最大)	漏えい情報 (主なもの)	漏えいの原因	漏えい後の対応策	各省庁による 報告の徴収の 有無
株式会社滋賀銀行	金融庁	平成23年8月10日	約12万人	氏名、口座番号 等	本来保管しておくべき書類を、作業にあたり行員が保管期限を十分に確認せず、廃棄すべきものと誤認し廃棄	文書・簿冊の保管から廃棄に至るまでのルールについて周知徹底を図るとともに、営業店指導、モニタリングを実施	
シティカードジャパン株式会社	金融庁 経済産業省	平成23年8月5日	約9万2千人	クレジットカード番号、名前、住所、電話番号、生年月日、性別、カード入会日	不正に取得され第三者に売却された	・当局及び警察に報告し、捜査に全面的に協力 ・対象顧客に書面及びホームページを通じて連絡 ・希望する顧客に対し、クレジットカードの再発行等	有(経済産業省)
愛媛日産自動車株式会社	経済産業省 国土交通省	平成23年4月19日	約7万3千人	氏名、住所、電話番号	元従業員が自宅に持ち出し個人所有パソコンからウイルスにより流出。	・全従業員に注意喚起 ・ハードディスク、USBメモリーの使用規定遵守 ・USB使用端末の制約	
株式会社インフィニトラベルインフォメーション	経済産業省	平成23年10月5日	約6万6千人	氏名、性別、クレジットカード番号、便名、搭乗区間、搭乗日	委託元へ返却する際、他の委託元へ誤って送付	・作業マニュアルの改訂 ・送信前の確認の徹底 ・作業PCとバックアップ用PCの分離	
株式会社横浜銀行	金融庁 経済産業省	平成23年11月19日	約6万3千人	氏名、住所、生年月日、本人確認資料 等	保存すべき書類の誤廃棄	・保存方法の厳格化 ・再発防止策、コンプライアンスの重要性の再徹底 ・本部による検証体制の強化	

3 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成23年度)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
警備業	警察庁	社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の改定(平成23年4月1日) ・上記ガイドラインのホームページでの公表(平成23年6月13日) ・個人情報保護士資格の取得促進(随時)
証券業	金融庁	日本証券業協会	24	22	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度:2件)
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	27	4	0	10	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度:187件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成24年2月) ・対象事業者における個人情報漏えい等事案の調査(平成23年度12回(毎月))
保険業	金融庁	社団法人 日本損害保険協会	21	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応(平成23年度:11件) ・相談員向けの研修実施(平成24年3月) ・対象事業者への情報提供(平成23年度:22件) ・対象事業者向けの研修の実施(平成24年2月) ・対象事業者の個人情報漏えい事案等に関する状況の集計実施(平成23年6月、8月、12月) ・消費者委員会個人情報保護専門調査会傍聴(平成23年度:5回) ・ホームページでの情報提供(随時)
保険業	金融庁	一般社団法人 外国損害保険協会	3	3	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・法41条に基づく対象事業者の届出調査(19社→15社) ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度:4件) ・対象事業者への注意喚起情報提供(随時)
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	145	43	0	12	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度:92件) ・会員向け研修会の実施(平成24年3月) ・苦情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成24年3月)
信託業	金融庁	一般社団法人 信託協会	0	0	0	2	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者に対する情報の提供(平成23年4月、10月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年2月)
投資信託委託業	金融庁	社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者向けの研修会の実施(平成24年3月) (社団法人 日本証券投資顧問業協会と共催) ・対象事業者による個人情報の漏えい事案への対応(報告・改善策等の受領) (苦情に至らないものやEメール送信時の誤操作等軽微なもの)44件
証券投資顧問業	金融庁	社団法人 日本証券投資顧問業協会	0	0	0	0	0	29 (口頭注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報漏えい事例の協会への報告(随時) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年3月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
貸金業	金融庁	日本貸金業協会	19	19	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があった対象事業者に対し、個人情報保護に関する研修の実施(平成23年5月～平成24年3月:6回(6社)) ・協会ホームページにおいて認定個人情報保護団体の認定に係る周知及び個人情報漏えいに係る報告について掲載(随時) ・協会報において個人情報漏えいに係る記事掲載(平成23年6月)
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	8	8	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・本人よりの申し出件数への対応(平成23年度4件・累計47件) ・対象事業者からの相談への対応(平成23年度4件・累計101件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成23年9月) ・ホームページによる情報提供(随時) ・一斉同報による対象事業者への情報提供・随時(平成23年度1回)
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人 日本データ通信協会	193	28	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度365件) ・事業者向けのセミナーの実施(平成23年5月～7月) ・事業者向けのパンフレットの配布(随時配布) ・Webサイトでの情報提供(随時) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
プライバシーマーク付与認定事業者が行う事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	109	4	41	41	0	0	<p><相談・問合せへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護苦情相談室への申出は109件であり、「説明要求」及び「資料請求」を行った45件以外の64件については、個人情報保護苦情相談室より相談者に説明を行い解決したものである。また、プライバシーマーク事務局消費者相談窓口へは別途292件の申出があり対応を行なった。 <p><対象事業者向け研修会の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の一環として、平成23年度付与事業者向け研修会と兼ねた「認定個人情報保護団体研修会」を平成23年6月から8月にかけて全国3都市5会場で開催し、1,401名の参加を得た。 <p><認定個人情報保護団体連絡会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の認定個人情報保護団体との整合性を確保し、情報交換を行うため、経済産業省情報経済課主催の認定個人情報保護団体連絡会に出席した。(平成24年2月23日) <p><個人情報漏えい事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク付与事業者による個人情報漏えい等事案への対応と併せ、認定個人情報保護団体対象事業者については事案への対応と、経済産業省への定期報告を行った。
製菓業	厚生労働省	日本製菓団体連合会	0	0	0	0	0	1	<ul style="list-style-type: none"> ・特記事項なし
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	3	0	0	16	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関するアンケート調査の実施 ・問合せ、相談への対応(平成23年度:16件) ・個人情報管理、担当責任者養成研修の実施(平成23年度:3回) ・個人情報保護に関するセミナーの実施
医療	厚生労働省	一般社団法人 日本病院会	0	1	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者に対する研修会開催の検討(平成24年度開催予定)
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ、相談への対応

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン	0	0	0	0	0	0	・対象事業者研修会の開催(平成24年3月)
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0	・特記事項なし
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0	・特記事項なし
手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けのセミナーの実施(平成23年度13回開催) ・ホームページでの情報提供(随時) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
ギフト用品に関する事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	・平成23年6月5日開催の第25回通常総会において、ギフト業界はもとより、業界外の個人情報漏洩の危険性や漏洩実態について事務局から詳細に報告。問題を共有化した。 ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
クレジット事業	経済産業省	社団法人 日本クレジット協会	11	11	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(平成23年度合計420件) ・対象事業者向けの個人情報管理責任者研修講座の実施(平成23年10~11月、全国4地区) ・対象事業者向けの個人情報に関する相談担当者研修講座の実施(平成24年3月、全国4地区) ・対象会員の実態調査(書面、訪問) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業会	2	0	0	1	0	0	・相談・問い合わせへの対応 平成23年度10件 ・対象事業者向けセミナーの実施(平成23年11月) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
小売業	経済産業省	一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	0	49	0	0	0	0	・冊子、パンフレット等、啓発資料の作成(平成23年度20冊作成) ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の新旧対照表の配布(平成23年度32部) ・個人情報保護に係る研修の実施(平成23年4月、6月、8月、11月) ・IT企業パートナー向け個人情報保護に係る研修実施(平成23年4月実施) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
経済産業分野	経済産業省	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けのセミナーの実施(平成23年11月) ・ホームページでの情報提供(随時) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者依頼のセミナーの実施(平成23年7月、10月)
結婚情報サービス業	経済産業省	有限責任中間法人 結婚相談業サポート協会	3	0	0	0	0	0	・協会対象の講習会開催(平成23年度 3回開催) ・広報紙作成、ホームページ掲載(平成23年度 6回発行) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚相手紹介サービス協会	2	0	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(平成23年度119件但し対象事業者以外の相談82件を含む) ・対象事業者向けの講習会の実施(代表者、幹部対象に、平成23年6、9、12月) ・対象事業者顧客向けリーフレットの作成・配布(平成23年6月3万部増刷、随時頒布) ・ホームページでの情報提供(随時) ・東京都消費生活総合センターとの情報連絡会1回、他認定個人情報保護団体との意見交換(随時) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
結婚情報サービス業	経済産業省	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	36	33	6	18	2	0	・対象事業者向けのセミナー(平成23年5、7、9月@東京、5、9月@大阪、7月@名古屋) ・対象事業者向けの注意喚起カードの作成・配布(平成23年5月作成、随時配布) ・東京、名古屋、大阪で毎月開催する定例会(加盟社を集めた会合)での注意喚起 ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
結婚情報サービス業	経済産業省	ナノライセンス結婚専科システム協議会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けのセミナーの実施(平成23年5月及び8月は2回、平成23年7月、11月、平成24年2月及び3月は1回) ・対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成23年8月24年2月作成、随時配布) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレットの配布(平成19年12月作成、随時配布) ・対象事業者に経済産業省作成パンフレットの配布(平成23年7月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年2月) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月) ・職員の個人情報保護指針についての研修
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	・会員事業者向け個別研修会の実施(随時)年間50社、200名 ・使用テキスト「個人情報保護安全管理対策」、「研修修了書」交付 ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・問い合わせへの対応(平成23年度8件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成23年10月) ・ホームページでの情報提供(随時) ・ガイドライン及びQ&Aの提供(平成23年5月作成6月発送) ・加盟事業者の取組み程度把握のためのアンケート実施(平成23年12月) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	49	0	0	0	0	0	・相談・問い合わせへの対応(平成23年度46件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成23年7~10月、計14回開催) ・対象事業者における個人情報漏えい事例の情報提供(月1回) ・理事会、委員会等を通じた安全管理措置の徹底の周知 ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者	経済産業省	一般社団法人日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度6件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年2月) ・対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成23年11月作成、随時配布) ・ホームページでの情報提供(随時) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成24年2月)
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	一般社団法人 全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度開催の個人情報保護指導委員会において決定された平成23年度業務計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明示し、対象事業者全員が取り組んだ。 ・対象事業者に対し、全国4箇所の地域及び当会主催の会議において個人情報保護研修を実施(平成23年7月～11月)し、約151名が受講した。 ・ホームページでの情報提供(随時)
賃貸住宅管理業	国土交通省	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供(随時) ・相談・問い合わせへの対応(平成23年度 3件)
合計		計39団体	655	225	47	100	2	30	

(注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

第3章 法施行後7年間(平成17年度～平成23年度)の施行状況の傾向

年度	事業等分野ごとの ガイドラインの策定数 (各年度末時点)	認定個人情報保護団体 の認定の状況 (各年度末時点)	個人情報取扱事業者に 対する主務大臣による 権限行使	個人情報に関する 苦情相談件数	事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数					
					合計	500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
平成17年度	21分野 33ガイドライン	30団体	勧告1件 報告の徴収87件	14,028件	1,556件	1,114件	220件	167件	37件	18件
平成18年度	22分野 35ガイドライン	34団体	勧告4件 報告の徴収60件	12,876件	893件	683件	109件	60件	36件	5件
平成19年度	23分野 36ガイドライン	35団体	報告の徴収83件	12,728件	848件	667件	104件	60件	17件	0件
平成20年度	24分野 38ガイドライン	37団体	報告の徴収28件 助言1件	9,779件	538件	408件	73件	38件	18件	1件
平成21年度	27分野 40ガイドライン	38団体	勧告2件 報告の徴収18件	8,559件	490件	350件	76件	41件	15件	7件
平成22年度	27分野 40ガイドライン	38団体	報告の徴収15件	6,212件	413件	297件	58件	42件	13件	3件
平成23年度	27分野 40ガイドライン	39団体	報告の徴収16件 助言1件	5,267件	420件	295件	64件	41件	13件	7件

参照条文等

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定、平成二十年四月二十五日及び平成二十一年九月一日一部変更）（抄）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

⑤ 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について消費者庁に報告するものとする。

消費者庁は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、消費者委員会に報告するものとする。